

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づき、次のとおり公表します。

法人名:大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

令和元年10月1日現在

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
機構長	藤 井 良 一	平成29年4月1日	昭和52年 8月 国立極地研究所助手 平成 4年 4月 名古屋大学助教授 平成 7年 8月 名古屋大学教授 平成17年 4月 名古屋大学太陽地球環境研究所長兼務(平成21年3月まで) 平成21年 4月 名古屋大学理事・副総長 平成27年 4月 名古屋大学教授 平成28年 1月 情報・システム研究機構理事(非常勤)(平成28年3月まで) 平成28年 4月 情報・システム研究機構理事 平成29年 4月 情報・システム研究機構長(現在に至る)
理 事	津 田 敏 隆	平成29年4月1日	昭和52年 4月 京都大学工学部助手 昭和56年 4月 京都大学超高層電波研究センター助手 昭和62年 4月 京都大学超高層電波研究センター助教授 平成 7年 4月 京都大学超高層電波研究センター教授 平成12年 4月 京都大学宙空電波科学研究センター教授 平成16年 4月 京都大学生存圏研究所教授 平成16年 4月 京都大学生存圏研究所開放型研究推進部長兼務(平成20年3月まで) 平成17年 4月 京都大学生存圏研究所副所長兼務(平成22年3月まで) 平成22年 4月 京都大学生存圏研究所長兼務(平成28年3月まで) 平成24年10月 京都大学副理事兼務(平成28年9月まで) 平成25年 5月 京都大学国際高等教育院副教育院長兼務(平成29年3月まで) 平成28年 4月 京都大学生存圏科学系教授 平成29年 4月 情報・システム研究機構理事(現在に至る)

理 事	椿 広 計	平成31年4月1日	昭和57年 4月 東京大学工学部計数工学科助手 昭和62年 4月 慶應義塾大学理工学部数理学科専任講師 平成 5年 8月 慶應義塾大学臨時施設Mega Studyデータセンター所長兼務(平成7年3月まで) 平成 9年 4月 筑波大学社会工学系大学院経営・政策科学研究科助教授 平成12年 9月 筑波大学社会工学系大学院経営・政策科学研究科教授 平成13年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 平成16年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科経営システム科学専攻長兼務(平成17年3月まで) 平成18年 9月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻長兼務(平成19年7月まで) 平成19年12月 情報・システム研究機構統計数理研究所データ科学研究系教授在籍派遣(平成24年11月まで) 平成19年12月 情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長兼務(平成23年3月まで) 平成22年 4月 情報・システム研究機構統計数理研究所副所長兼務(平成23年3月まで) 平成24年12月 情報・システム研究機構統計数理研究所データ科学研究系教授 平成25年 4月 情報・システム研究機構統計数理研究所副所長兼務(平成27年3月まで) 平成27年 4月 統計センター理事長 平成31年 4月 情報・システム研究機構理事(現在に至る) 平成31年 4月 情報・システム研究機構統計数理研究所長(現在に至る)
監 事	鈴木久敏	平成28年4月1日	昭和51年 4月 東京工業大学助手 昭和63年 4月 筑波大学助教授 平成 5年 4月 筑波大学教授 平成13年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科長 平成14年 4月 筑波大学企画調査室長 平成16年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科長 平成18年 4月 筑波大学大学研究センター長 平成21年 9月 筑波大学理事・副学長(総務・人事担当) 平成24年 4月 筑波大学理事・副学長(学生担当)(平成25年3月まで) 平成25年 6月 (独)科学技術振興機構研究開発戦略センター特任フェロー 平成26年 4月 (独)科学技術振興機構研究開発戦略センターフェロー(平成27年3月まで) 平成27年 7月 情報・システム研究機構監事(非常勤) 平成28年 4月 情報・システム研究機構監事(現在に至る)

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)Ⅲ－4－(2)(抄)

- ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)Ⅱ－3－(2)－⑥(抄)

- ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)6(抄)

- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。